

## [資料] 物品のオンラインその他の通信売買契約の 一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

その他のタイトル	Materials : Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on certain aspects concerning contracts for the online and other distance sales of goods
著者	カライスコス アントニオス, 寺川 永, 馬場 圭太
雑誌名	関西大学法学論集
巻	66
号	3
ページ	722-742
発行年	2016-09-26
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/10626">http://hdl.handle.net/10112/10626</a>

## [資 料]

# 物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

カライスコス アントニオス (訳)

寺 川 永 (訳)

馬 場 圭 太 (訳)

## はじめに

本資料は、2015年12月9日に公表された「物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案」<sup>i)</sup>の前文および条文を訳出したものである。

この欧州連合 (EU) 指令提案は、「デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案」<sup>ii)</sup>と同時に公表されたもので、デジタル単一市場の実現へ向けて<sup>iii)</sup>物品の通信売買に関する消費者契約法の重要な部分、とりわけ物品の契約適合性の要件、物品が契約に適合しない場合に消費者に与えられる救済手段、および救済手段の行使方法に関する準則を平準化することを目指している。したがって、この指令提案は、デジタル・コンテンツ供給契約指令提案と相互に補い合う関係にあるだ

---

i) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on certain aspects concerning contracts for the online and other distance sales of goods, COM (2015) 635 final.

ii) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on certain aspects concerning contracts for the supply of digital content, COM (2015) 634 final. 同指令提案の前文および条文の日本語訳として、カライスコス アントニオス = 寺川永 = 馬場圭太 (訳) 「デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案」関法66巻2号 (2016年) 197頁以下がある。

iii) EU が採用する「デジタル単一市場戦略 (the DSM Strategy)」については、カライスコスほか (訳)・前掲注ii) 文献の冒頭解説を参照。

物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案だけでなく、1999年の消費者物品売買指令<sup>iv)</sup> および2011年の消費者権利指令<sup>v)</sup> の定める準則を補完し、強化するものとなっている。もっとも、完全平準化アプローチをとるこの指令提案が仮にそのままの形で採択されるならば、その前文で強調されているように、同じく完全平準化アプローチをとる消費者権利指令よりも、下限平準化アプローチをとる消費者物品売買指令との関係で、より大きな刷新をもたらすこととなろう。完全平準化が実現すれば、EU 加盟国の事業者と消費者は、共通の契約法準則をベースとして他のすべての加盟国においてオンライン売買を行うことが可能となる。事業者にとっては、各加盟国に固有の法に適応するために生ずる追加的取引費用を削減できることになり、消費者にとっては、消費者が EU の他の国において物品を購入する場合における彼らの権利に対する信頼が付与される。これによって、国境を越えた電子商取引が拡大することが期待されている。

一方で、この指令提案は、共通参照枠草案 (DCFR) およびその後継として注目を集めたヨーロッパ共通売買法 (CESL) 規則提案を承継、発展させた側面を有しており、これらの案との連続性が際立っている。このことは、今回の試みが、EU が苦心しながら推進する私法平準化の試みの一環として位置づけられることを示す証左と言えよう<sup>vi)</sup>。

このように、各種の指令、提案、草案等を礎として構想されているこの指令提案は、

---

iv) Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council of 25 May 1999 on certain aspects of the sale of consumer goods and associated guarantees. 事業者・消費者間の物品売買における契約適合性、救済手段、およびその使用方法等について定める。同指令の立法過程と内容を詳細に紹介する文献として、今西康人「消費者商品の売買及び品質保証に関する EU 指令 (1)(2) 完」関法 50巻 1号 (2000年) 50頁以下、4号 1頁以下がある。

v) Directive 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2011 on consumer rights, amending Council Directive 93/13/EEC and Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 85/577/EEC and Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council. 事業者・消費者間の通信取引契約および営業所外契約における情報提供、撤回権等について定める。同指令の日本語訳として、寺川永 = 馬場圭太 = 原田昌和 (訳) 「2011年10月25日の消費者の権利に関する欧州議会及び理事会指令」中田邦博 = 鹿野菜穂子編『消費者法の現代化と集团的権利保護』(日本評論社, 2016年) 551頁以下がある。

vi) EU における私法平準化の試みについては、中田邦博「ヨーロッパ (EU) 私法の平準化 - ヨーロッパ民法典の可能性」川角由和ほか編『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』(日本評論社, 2016年) 3頁以下を参照。

採択されるか否かにかかわらず、現在の EU 消費者私法の全体像を把握する上で欠くことのできないパーツのひとつを構成している。その重要性に鑑みて、前号に引き続き翻訳を公表することにした次第である。

訳者を代表して

馬 場 圭 太

物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する  
欧州議会及び理事会指令にかかる提案

(この文書は欧州経済地域に関わるものである)

欧州議会及び欧州連合理事会は、  
欧州連合の機能に関する条約、特に第114条に基づき、  
欧州委員会の提案に基づき、  
国内議会に立法草案を伝達した後に、  
欧州経済社会評議会の意見に基づき<sup>37)</sup>、  
通常立法手続に従い、  
以下のような理由から、

- (1) EU は、グローバル市場での競争力を維持するためには、現在、ますます技術主導のものとなっている経済によって生じている複数の挑戦に適切に対応する必要がある。デジタル単一市場戦略<sup>38)</sup> は、デジタルの次元を単一市場に統合することを容易にするための包括的な枠組みを設けるものである。この戦略の第一の柱は、国境を越えた電子商取引の発展を妨げる主な障壁のすべてに対応することによって、EU 域内の商取引に見られる断片化に取り組むものである。
- (2) 真のデジタル単一市場を達成するためには、高水準の消費者保護を基礎として、物品の売買契約に関する一定の側面を平準化することが必要となる。
- (3) 電子商取引は、デジタル単一市場における成長の主な動力である。しかし、その潜在的な成長力は、完全に活用されていると言うには程遠い。EU の競争力を強化し、成長を促すためには、EU は、迅速に行動し、デジタル単一市場によって提供されているポテンシャルが経済主体によって完全に解放されることを促進する必要がある。デジタル単一市場のポテンシャルは、すべての市場参加者が物品のオンライン売買に滞りなくアクセスでき、自信をもって電子商取引に取り組むことができなければ、完全に解放することはできない。市場参加者が取引を行う際の基礎となる契約法準則は、

---

37) OJ C [...], [...], p. [...].

38) COM (2015) 192 final.

オンラインで、国境を越えて物品を提供するか否かに関する事業者の判断を形成する主要要素の一つとなる。そのような準則は、この種の購入を受け入れ、信頼することに関する消費者の意欲にも影響を与える。

- (4) 物品のオンライン売買が EU における通信売買の大多数を占めているとは言え、この指令は、競争の不当な歪みを回避し、通信売買を行うすべての事業者のための公平な競争の場を設けるために、あらゆる通信売買の経路（電話及び郵便を含む。）をその対象とするべきである。
- (5) 契約締結前の情報に関する要求、撤回権及び引渡し条件が既に完全に平準化されているにもかかわらず、物品のオンラインその他の通信売買に適用される EU の準則は、まだ断片化されたままとなっている。適合性の基準、並びに、契約に適合しない物品に対する救済手段及びその行使方法に関する契約上の他の主要要素は、欧州議会及び理事会の指令 1999/44/EC<sup>39)</sup> による下限平準化の対象となっている。加盟国は、EU の求める水準を超えて、より高い水準の消費者保護を確保する準則を導入することが認められてきた。そうする際に、加盟国は、様々な要素について、様々な水準を設定して行動してきた。それゆえ、消費者契約法に関する EU の立法を国内法化する国内規定は、今日では、売買契約の重要な要素について著しい相違を示している。そのようなものとして、例えば、救済手段の優先順位の存否、法定保証責任の期間、証明責任を転換する期間、又は、売主への瑕疵の通知がある。
- (6) このような相違の存在は、事業者及び消費者に負の影響を与える可能性がある。欧州議会及び理事会の規則 (EC) 593/2008<sup>40)</sup> によると、他の加盟国の消費者に向けて活動する事業者は、消費者の常居所国の強行的な消費者契約法準則を考慮しなければならない。これらの準則は加盟国によって異なるため、事業者は、追加的な費用を負担することが必要となる可能性がある。その結果、多くの事業者が、国内で事業を行い続けること、又はせいぜい1つか2つの加盟国に輸出することを選ぶ可能性がある。国境を越えた電子商取引に伴う費用及びリスクの負担を最小限に抑えるこのような選択は、事業の拡大や規模の経済 (economies of scale) の機会の喪失を導く。中小企

39) Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council of 25 May 1999 on certain aspects of the sale of consumer goods and associated guarantees OJ L 171, 7.7.1999, p. 12.

40) Regulation (EC) No 593/2008 of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 on the law applicable to contractual obligations (Rome I) OJ L177, 4.7.2008, p. 6.

物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案業は、特に影響を受ける。

- (7) 規則 (EC)593/2008 が適用される結果として、消費者が外国からオンラインその他通信で購入する際に高水準の保護を享受するにもかかわらず、断片化は、電子商取引に対する消費者の信頼の程度にも負の影響を及ぼす。この信頼の欠如にはいくつかの要素が影響しているが、消費者の懸念のうち上位に位置するのは、契約上の主要な権利に関する不確実性である。この不確実性は、事業者が消費者に向けて国境を越えた活動をしている場合に消費者が自己の加盟国の強行的な契約法準則の保護を受けるか否か、あるいは、消費者がその加盟国で事業活動を遂行していない事業者と国境を越えた契約を締結しているか否かとは無関係に存在するものである。
- (8) これらの問題を解消するために、事業者及び消費者は、完全に平準化された、物品のオンラインその他の通信売買のための一連の準則を利用することができるようになるべきである。現在の下限平準化アプローチの下で EU の全域において相違や貿易障壁をもたらしている、消費者契約法の重要な要素の多くについては、統一的な準則が必要である。
- (9) 完全に平準化された消費者契約法準則は、事業者が他の加盟国でその製品を提供することをより容易にするものとなる。事業者が異なる強行的消費者法準則をもちや考慮しなくても済むため、その費用は減少するであろう。事業者は、他の加盟国に向けて通信売買を行う際に、安定した契約法の環境を通じて一層の法的確実性を享受することになる。
- (10) 小売業者間の競争が激しくなれば、消費者に対してより競争的な価格が示され、より幅広い選択がもたらされる可能性がある。消費者は、より高水準の消費者保護、及び完全に平準化された特別の準則を通じた福祉利益 (welfare gains) を享受する。そして、これは、通信による、特にオンラインの国境を越えた取引に対するその信頼を高めることになろう。消費者は、EU の全域で同じ権利を享受することが分かっているれば、より自信をもって、国境を越えて通信で購入するであろう。
- (11) この指令は、物品のオンラインその他の通信売買に適用される準則のうち、デジタル単一市場における契約法に関連する障壁を乗り越えるのに必要な、契約の重要な要素に関するもののみを対象とするものである。そのためには、適合性の要件、物品が契約に適合しない場合に消費者が行使できる救済手段及びその行使方法に関する準則を完全に平準化するべきであり、消費者保護の水準は、指令 1999/44/EC のものと比べて高められるべきである。

- (12) 契約が、物品の売買及び役務提供の双方の要素を含む場合は、この指令は、指令 2011/83/EU が採ったアプローチに従い、物品の売買に関する部分にのみ適用するべきである。
- (13) この指令は、物品が専らデジタル・コンテンツの運搬方法として機能する形でデジタル・コンテンツが組み込まれた DVD 及び CD などの物品に適用するべきではない。もっとも、この指令は、デジタル・コンテンツが、その機能が物品の主な機能に從属する形で埋め込まれ、物品の構成部分として動作する、家庭用品又は玩具などの物品に組み込まれたデジタル・コンテンツに適用するべきである。
- (14) この指令は、この指令が規律していない領域における加盟国の契約法に影響を与えるべきではない。加盟国は、この指令が規律する側面について、この指令によって完全に平準化されていない限りにおいて、より詳細な条件を自由に定めることができるべきである。このことは、消費者の権利行使に関する期間制限、約定保証及び売主の求償権について該当する。
- (15) 同じ概念に言及する場合には、この指令の準則は、欧州連合司法裁判所の判例法によって解釈されているところに従い、欧州議会及び理事会の指令 1999/44/EC 及び指令 2011/83/EU<sup>41)</sup> の準則と一貫するように適用し、解釈するべきである。
- (16) この指令は、法的明確性を高めることを目的として、売買契約の定義を置いている。この定義によれば、後に生産又は製造される（消費者の仕様書に基づく場合を含む。）物品を対象とする契約も、この指令の適用範囲に含まれる。
- (17) この指令は、売主及び消費者に明確性と確実性をもたらすために、契約の概念を定義するべきである。その定義は、すべての加盟国の共通の伝統に從ったものとなっており、契約が存在するためには、債権債務その他の法的効果を発生させることを意図した合意が存在することを求めている。
- (18) 法的確実性の要求と法準則の適切な柔軟性との間の均衡を保つために、この指令において、ある者に対して又はある者が「期待できる can be expected」ことについて定めている場合には、「合理的に期待できる can reasonably be expected」ことにつ

---

41) Directive 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2011 on consumer rights, amending Council Directive 93/13/EEC and Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 85/577/EEC and Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council OJ L 304, 22.11.2011, p. 64.



物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

いて定めていると理解するべきである。合理性の基準は、契約の性質及び目的、その事案の事情、並びに関係する当事者間の慣習及び慣行を考慮して、客観的に評価するべきである。特に、修補又は取替えを完了しなければならない合理的な期間は、物品の性質及び適合性の欠如を考慮して、客観的に評価するべきである。

- (19) 消費者が物品に対して期待できること、及び期待されたものを引き渡すことができなかった場合に売主が負う責任を明確化するためには、契約への適合性を判断するための準則を完全に平準化することが不可欠である。主観的及び客観的な基準の組合せを適用することは、売買契約の当事者双方の正当な利益を保護することになる。契約への適合性は、契約（契約の重要部分となる契約締結前の情報を含む。）において現に定められた要求のみならず、物品について通常期待される基準（特に目的への適合性、梱包、取付説明書並びに通常の品質及び動作上の機能）、すなわち一定の客観的要求も考慮して評価するべきである。
- (20) 多くの消費者物品は、消費者がこれを有用に使用できるようになる前に、取り付けられることが意図されている。したがって、物品の誤った取付けに起因する適合性の欠如は、取付けが売主によって又は売主の管理の下で行われた場合、及び、消費者によって物品が取り付けられたが、誤った取付けが不正確な取付説明書に帰因する場合には、契約への適合性の欠如とみなすべきである。

[カライスコス アントニオス]

- (21) 適合性は、物の瑕疵と権利の瑕疵の両方にあてはまるものでなければならない。第三者の権利その他の権利の瑕疵は、第三者が正当に消費者に対して権利の侵害を停止するように強いる場合には、消費者が契約に従って物品から利益を得ることを実質的に妨げることになる。それゆえ、売主は、物品には、消費者が契約に従って物品から利益を得ることを妨げるいかなる第三者の権利もないことを確保するべきである。
- (22) 契約適合性の判断基準に関して契約の自由を確保するべきではあるが、適合性の欠如に対する責任の潜脱を回避し、高水準の消費者保護を確保するためには、適合性基準及び誤った取付けに関する強行規定を消費者に不利になるように制限する条項は、契約締結時に消費者に対して明示的に知らされ、かつ、消費者がこれに同意した場合にのみ有効とするべきである。
- (23) 消費者物品について長い耐久性を確保することは、より持続可能な消費様式及び循環経済を達成するために重要である。同様に、市場監視を強化し、経済行動をする者

に適切なインセンティブを与えることによって法令を遵守しない製品を EU 市場から排除することは、単一市場への信頼を強化するために不可欠である。そうすると、製品ごとに特化した EU 立法は、耐久性その他製品の特定の類型又はグループについて求められる製品に関する規格を、この目的に適した基準を用いて採り入れるのに最も適切なアプローチである。それゆえ、この指令は、部門ごとに特化した EU 立法において目指された目的を補完するものでなければならない。耐久性に関する特別な情報が、売買契約の一部となる契約締結前の言明に示されている限り、消費者は、適合性の基準の一部としてこれを用いることができるべきである。

- 24) 消費者と売主の双方にとって法的確実性を高めるには、物品の適合性が評価されるべき時を明確に示すことが必要である。この指令と指令 2011/83/EU との一貫性を確保するためには、危険の移転時を物品の適合性を評価する時とするのが適切である。しかし、物品が取付けを必要とする場合には、物品の適合性を評価する時は調整されるべきである。
- 25) 加盟国が消費者の通知義務を認めることを維持するのであれば、通知が遅れた場合又は通知ができなかった場合、特に、別の加盟国の法が適用され、かつ、消費者がその国の法に基づく通知義務を知らない国境を越えた取引の場合には、消費者は、救済手段を求めて十分に根拠のある訴えをしても敗訴することになるかもしれない。それゆえ、消費者の通知義務を定めるべきではない。したがって、加盟国は、一定の期間内に適合性の欠如を売主に通知することを消費者に求める規定を導入し、又は維持することを認めるべきではない。
- 26) 事業者が、EU 域内で通用する単一の準則を用いることができるようにするために、消費者に有利になるように、適合性の欠如についての証明責任が転換される期間を完全に平準化しなければならない。消費者は、適合性が欠如しているとの推定から利益を得るためには、最初の2年の間に、物品が適合していないことを証明するだけでよく、適合性を判断するための基準時に実際に適合性が欠如していることを証明する必要はない。適合性の欠如に対する利用可能な救済手段に関する法的確実性を高めるために、そして、デジタル単一市場を妨げる大きな障害のひとつを取り除くために、行使可能な救済手段の順序を定めるべきである。特に、消費者は、契約関係及び相互信頼を維持する助けとなるであろう第一の救済手段として、修補と取替えとの間で選択をすることができるべきである。また、消費者に修補請求を認めることができるのであれば、そのことが持続可能な消費を促し、製品の耐久性の向上に寄与することにな

物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案  
るであろう。

- 27) 消費者による修補と取替えとの間の選択は、選択したオプションが、行使可能であった他方のオプションと比べて不均衡、不能又は違法である場合にのみ制限されるべきである。例えば、軽いこすり傷を理由に物品の取替えを要求するのは、こすり傷を簡単に修補することができるのに比べて取替えに莫大な費用がかかるときは、不均衡であるといえよう。
- 28) 売主が、消費者に著しい不便を与えることなく、かつ、合理的な期間内に修補又は取替えをすることによって適合性の欠如を取り除かなかった場合には、消費者は、代金の減額を求めること又は契約を解消することができるべきである。特に、いかなる修補又は取替えも、この合理的な期間内に首尾よく行われなければならない。期間が合理的であるか否かは、物品の性質及び適合性の欠如を考慮して客観的に確定するべきである。合理的な期間が経過するまでに売主が適合性の欠如を首尾よく取り除くことができなかつた場合に、消費者は、その適合性の欠如に関する売主の代替案に同意する義務を負うべきではない。

〔寺川 永〕

- 29) 適合性の欠如に基づいて契約を解消する権利が、修補又は取替えが適さない又は行われなかつた場合に適用される重要な救済手段のひとつであることを考慮すれば、消費者は、適合性の欠如が軽微な場合についても契約解消権を有するべきである。これによって、適合性が欠如するすべての事例について早い段階で救済を行う強力なインセンティブが働く。解消権を消費者にとって実効的なものにするために、消費者が複合的な物品を取得する状況において、その一部が主たる物品の付属品であり、消費者は主たる物品を取得せずに付属品を取得することはなかつたであろう場合で、適合性の欠如がその主たる物品に影響を及ぼしているときは、消費者は、付属品が契約に適合していたとしても、付属品に関しても契約解消権を有するべきである。
- 30) 消費者が適合性の欠如に基づいて契約を解消する場合、この指令は、解消権の主たる効果及びその態様、特に両当事者が既に受領した物を返還する義務についてのみ定める。したがって、売主は、消費者から受領した代金を返還する義務を負うべきであり、消費者は、物品を返還するべきである。
- 31) 解消権が消費者にとって効果的であることを確保し、しかし消費者の不当な利得を避けるために、消費者が物品の減価に対して支払う義務は、この減価が通常の使用を

超える状況に限定されるべきである。いずれにせよ、消費者は、合意された物品の代金を超える額を支払う義務を負うべきではない。毀損又は滅失のために物品を返還することができない状況においては、消費者は、毀損された物品の金銭的価値を支払うべきである。ただし、毀損又は滅失が物品の契約適合性の欠如によって引き起こされた場合には、消費者は、金銭的価値を支払う義務を負うべきではない。

- (32) 国境を越えた取引において売主にとっての法的確実性と全消費者の信頼を高めるために、消費者が物品の占有を物理的に取得した時に存在した適合性の欠如について売主が責任を負う期間を平準化することが必要である。指令 1999/44 を国内法化した際に、大多数の加盟国が2年の期間を定めたこと、そして、この期間が、実務上、市場参加者によって合理的な期間と見なされたことを考慮すれば、この期間は、維持されるべきである。
- (33) 消費者の認識をより高めること及び契約に適合しない物品についての消費者の権利に関する EU 法の実効性確保をより容易にすることを確保するために、この指令は、消費者に有利になるように証明責任が転換される期間を、売主が適合性の欠如に対して責任を負う期間と一致させるべきである。
- (34) 透明性を確保するために、約定保証に関する一定の透明性要件が定められるべきである。さらに、法的確実性を改善し、かつ、消費者が誤認することを避けるために、この指令は、広告又は契約締結前の情報提供に含まれる約定保証の条件が、保証表示に含まれる条件よりも消費者にとって有利である場合に、より有利な条件が優先することを定める。
- (35) 売主は、消費者に対して、売主又は第三者の行為又は懈怠に起因する適合性の欠如について責任を負うことを考慮すれば、売主が取引連鎖の前段階にいる責任者に対して救済手段を追及することができることが正当化される。ただし、この指令は、売主と取引連鎖上にいる他の当事者との間の契約自由の原則に影響を与えるべきではない。この権利を行使するための細則、特に救済手段を追及する相手方及びその方法は、加盟国が定めるべきである。
- (36) 各国法によって、消費者の契約上の権利を保護することについて正当な利益を有するとみなされる個人又は団体に対しては、裁判所に、又は、申立てに対して決定を下し若しくは適切な訴えを提起する権限を有する行政機関に訴えを提起する権利を与えるべきである。
- (37) この指令のいかなる規定も、国際私法上の準則、特に欧州議会及び理事会規則

物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

(EC)No 593/2008, 規則 (EC)No 1215/2012<sup>42)</sup> の適用を妨げない。

- 38) 指令 1999/44/EC は、その適用範囲から通信売買契約を除外するように修正されるべきである。
- 39) 欧州議会及び理事会規則 (EC)No2006/2004<sup>43)</sup> は、この指令の実効性確保に関する越境協力を容易にするために、付表にこの指令への参照を置くように修正されるべきである。
- 40) 欧州議会及び理事会指令 2009/22/EC<sup>44)</sup> は、この指令に定める消費者の集団的利益が保護されることを確保するために、付表にこの指令への参照を置くように修正されるべきである。
- 41) 加盟国及び委員会による説明文書に関する2011年9月28日の政治共同宣言<sup>45)</sup> に従って、加盟国は、理由がある場合に、指令の国内法化措置の通知に、指令の各部分とこれを国内法化した各国法の対応部分との関係を説明する1つ又は複数の文書を添付することを約した。この指令に関しては、立法者は、これらの文書を送付する理由があると考ええる。
- 42) この指令の目的（すなわち、物品のオンライン及びその他の通信売買に対する契約法関連の障害を一貫した仕方でも除去することによって域内市場の機能化に寄与すること）は、加盟国によっては十分に達成できず、むしろ EU のレベルでよりよく達成できるものであるから、EU は、EU 条約第5条に定める補充性原則に従い、措置を採択することができる。同条に定める比例原則に従い、この指令は、前掲の目的を達成するために必要な範囲を越えるものではない。
- 43) この指令は、特に欧州連合基本権憲章、とりわけ同憲章第16条、第38条及び第47条が承認する基本的権利を尊重し、原則を遵守する。

---

42) Regulation (EC) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast) OJ L 351, 20.12.2012, p. 1.

43) Regulation (EC) No 2006/2004 of the European Parliament and of the Council of 27 October 2004 on cooperation between national authorities responsible for the enforcement of consumer protection laws OJ L 165, 18.06.2013, p. 1.

44) Directive 2009/22/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on injunctions for the protection of consumers' interests OJ L110, 1.05.2009, p. 30.

45) OJ C 369, 17.12.2011, p. 14.

以下の指令を採択した。

[馬場圭太]

## 第1条 規律対象及び適用範囲

1. この指令は、売主と消費者が締結する通信売買契約に関する一定の要求、特に物品の適合性、不適合の場合の救済手段及び救済手段の行使方法に関する準則を定める。
2. この指令は、役務を提供する通信契約には適用しない。ただし、物品の売買及び役務の提供の双方について定める売買契約の場合には、この指令は、物品の売買に関する部分に適用する。
3. この指令は、持続的記録媒体を、専らデジタル・コンテンツを消費者に供給するための運搬方法として使用した場合には、デジタル・コンテンツを記録する持続的記録媒体には適用しない。
4. この指令は、これが規定しない限りにおいて、各国の一般契約法、例えば、契約の成立、有効性又は効果（契約解消の諸結果を含む。）に影響を及ぼさない。

## 第2条 定 義

この指令の適用については、次に掲げる定義を適用する。

- (a) 「売買契約」とは、売主が消費者に物品（製造又は生産される物品を含む。）の所有権を移転し、又は移転することを約し、消費者がこれに対しその代金を支払い、又は支払うことを約する契約をいう。
- (b) 「消費者」とは、この指令の適用を受ける契約において、自らの商業、工業、手工業又は自由専門職以外の目的で行動する自然人をいう。
- (c) 「売主」とは、この指令の適用を受ける契約において、自らの商業、工業、手工業又は自由専門職に関する目的で行動する（その者の名において又はその者のために行動する者を通じる場合を含む。）自然人又は公私の別を問わない法人をいう。
- (d) 「物品」とは、有体の動産をいう。ただし、次に掲げる物を除く。
  - (a) 執行方法その他司法機関による方法で売却される物
  - (b) 水、ガス及び電気。ただし、体積を限り、又は量を定めて売買に供する場合は、この限りでない。
- (e) 「通信売買契約」とは、組織された通信売買のスキームの下で、契約を締結する時に及びその時まで、売主と買主が同時に物理的に対面することなく、専ら1つ又

物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

は複数の通信手段を用いて（インターネットを通じる場合を含む。）締結する売買契約をいう。

- (f) 「持続的記録媒体」とは、消費者又は売主が、自己に個人的に宛てられた情報を、その情報の趣旨に従い将来の参照のために相当な期間について利用可能な形で記録し、かつ、記録した情報を元のまま再現することを可能とする手段をいう。
- (g) 「約定保証」とは、売主又は生産者（保証義務者）が、消費者に対して、適合性の保証に関する法定の義務に加えて、物品が、契約を締結した時又は締結する前に入手することができた保証表示又は関連する広告に示した、適合性に関しない仕様その他の要求に合致しない場合には、支払われた代金を返還し、又は物品を取り替え、修補し、若しくはこれについてアフターサービスをすることを約することをいう。
- (h) 「契約」とは、債権債務その他の法的効果を発生させることを意図した合意をいう。
- (i) 「修補」とは、適合性が欠如する場合に、物品を契約に適合させることをいう。
- (j) 「費用を負担することなく」とは、物品を適合させるために必要となる費用（特に郵送、労務及び材料に関するもの）を負担しないことをいう。

### 第3条 平準化の水準

加盟国は、この指令に定める規定と異なる規定（異なる消費者保護の水準を確保する、より厳格な又はより厳格でない規定を含む。）を維持又は導入しないものとする。

### 第4条 契約への適合性

1. 売主は、物品が契約に適合するためには、場合により、次に掲げるすべての事項を満たすことを確保しなければならない。
  - (a) 契約に定める数量、品質及び種類のものであること。売主が消費者に見本又はひな型を提示した場合には、物品は、その見本又はひな型の品質を有し、かつ、その種類に対応するものでなければならない。
  - (b) 契約締結時に消費者が売主に知らせ、かつ、売主が受け入れた、消費者が物品に求める特別の目的に適合すること。
  - (c) 契約の重要部分となる契約締結前の言明で示した品質及び動作上の機能を有すること。

2. 物品は、契約に適合するためには、第5条、第6条及び第7条の要求も満たさなければならぬ。
3. 消費者に不利になるように第5条及び第6条の効果を排除し、制限し、又は変更する合意は、契約締結時に消費者が物品の特別の状態を知り、かつ、消費者が契約締結時にその特別の状態を明示的に受け入れた場合に限り、効力を有する。

#### 第5条 物品の適合性に関する要求

物品は、場合により、次に掲げるすべての事項を満たさなければならない。

- (a) 同じ種類の物品が通常使用される目的に適合すること。
- (b) 消費者が受け取ることを期待することができる付属品（梱包、取付説明書その他説明書を含む。）と共に引き渡されること。
- (c) 同じ種類の物品が通常備えており、かつ、物品の性質に照らし、及び、売主若しくは取引連鎖の前段階にいる者（生産者を含む。）によって又はこれらの者を代理して行われた公的言明を考慮した場合に、消費者が期待することができる品質及び動作上の機能を有すること。ただし、売主が次に掲げる事項を証明した場合は、この限りでない。
  - (i) 売主がその言明を知らず、かつ、合理的に知ることができなかったこと。
  - (ii) 契約締結時までにその言明が修正されたこと。
  - (iii) 物品を購入する決定が、その言明の影響を受けることができなかったこと。

#### 第6条 誤った取付け

物品が誤って取り付けられた場合には、誤った取付けに起因する適合性の欠如は、次に掲げる事項のいずれかを満たす場合には、契約への適合性の欠如とみなす。

- (a) 物品が売主によって、又は売主の責任の下で取り付けられたこと。
- (b) 消費者によって取り付けられることが予定された物品を消費者が取り付け、かつ、誤った取付けが取付説明書の不足に帰因すること。

〔カライスコス アントニオス〕

#### 第7条 第三者の権利

物品は、契約に従ってこれを使用できるように、第8条に定める契約適合性を判断するための基準時に、第三者の権利（知的財産権に基づく権利を含む。）がないものでな



物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案  
ければならない。

#### 第8条 契約適合性を判断するための基準時

1. 売主は、次に掲げる時に存在する契約適合性の欠如について責任を負う。
  - (a) 消費者又は消費者によって指定された運送人以外の第三者が、物品の物理的な占有を取得した時
  - (b) 運送人が売主によって提案されなかった場合又は売主が運送方法を提案しない場合には、物品が消費者によって選ばれた運送人に引き渡される時
2. 物品が売主によって、又は売主の責任の下で取り付けられた場合には、取付けが完了した時を、消費者が物品の物理的な占有を取得した時とみなす。物品が消費者によって取り付けられることが予定された場合には、消費者が取付けのための合理的な期間を有した時（ただし、いかなる場合であっても1.に定める時から30日を超えることができない。）を、消費者が物品の物理的な占有を取得した時とみなす。
3. 1.及び2.に定める時から2年以内に明らかになった契約適合性の欠如は、1.及び2.に定める時に存在したものと推定する。ただし、これが物品の性質又は適合性の欠如の性質と相容れないときは、この限りでない。

#### 第9条 契約適合性の欠如に対する消費者の救済手段

1. 契約適合性が欠如している場合には、消費者は、売主に対して、第11条に従って修補又は取替えによって、費用を負担することなく物品を適合させる権利を有する。
2. 修補又は取替えは、物品の性質及び消費者が物品に求めた目的を考慮して、合理的な期間内に、かつ、消費者に著しい不便を与えることなく完了しなければならない。
3. 消費者は、次のいずれかに該当する場合には、第12条に従って代金を比例的に減額し、又は第13条に従って契約を解消することができる。
  - (a) 修補又は取替えが不能又は違法である場合
  - (b) 売主が合理的な期間内に修補又は取替えを完了しなかった場合
  - (c) 修補又は取替えが消費者に著しい不便を与えるであろう場合
  - (d) 売主が合理的な期間内に物品を契約に適合させる意思がないことを表明した場合又はそれが諸事情から明らかである場合
4. 消費者は、売主が物品を契約に適合させるまで、代金の未履行部分の支払を留保することができる。

5. 消費者は、契約適合性の欠如又はその効果に寄与した限りにおいて、救済を受けることができない。

#### 第10条 物品の取替え

1. 売主が取替えによって契約適合性の欠如を取り除く場合には、売主は、売主の費用において、取り替えられた物品を引き取る。ただし、消費者が売主の注意を契約適合性の欠如に向けた後に、当事者が別段の合意をしたときは、この限りでない。
2. 契約適合性の欠如が明らかになる前に、消費者が物品をその性質及び目的に従った方法で取り付けたときは、取り替えられた物品を引き取る義務は、適合しない物品の取外し及び代替品の取付け、又はそれにより生じる費用の負担を含む。
3. 消費者は、取替えに先立つ期間に行われた代替品の使用に対して支払をする責任を負わない。

#### 第11条 消費者による修補又は取替えの選択

消費者は、修補又は取替えを選択することができる。ただし、選択されたオプションが不能若しくは違法であり、又は、次に掲げることを含むあらゆる事情を考慮すれば、他方のオプションと比べて不均衡な費用を売主に課すときは、この限りでない。

- (a) 契約適合性の欠如がなければ、物品が有していたであろう価値
- (b) 契約適合性の重要性
- (c) 消費者に著しい不便を与えることなく、他の救済手段を完了することができたか否か。

#### 第12条 代金の減額

代金の減額は、消費者が受領した物品の価値が、契約に適合していたならば物品が有していたであろう価値と比べて減少している割合に比例しなければならない。

〔寺川 永〕

#### 第13条 消費者の契約解消権

1. 消費者は、手段にかかわらず、売主に対する通知によって契約を解消する権利を行使しなければならない。
2. 契約適合性の欠如が、契約に基づいて引き渡された物品の一部のみにかかり、か

物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

つ、第9条に従って契約を解消する理由がある場合には、消費者は、それらの物品及び消費者が契約に適合しない物品の付属品として取得したその他の物品についてのみ契約を解消することができる。

3. 消費者が、2.に従って全部又は契約に基づいて引き渡された物品の一部について契約を解消する場合には、[各当事者は、次に掲げる行為を行わなければならない。]

- (a) 売主は、不当に遅延することなく、かつ、いかなる場合にもその通知の受領から14日が経過するまでに、既に支払った代金を消費者に償還し、かつ、その償還の費用を負担する。
- (b) 消費者は、売主の費用において、不当に遅延することなく、かつ、いかなる場合にも解消の通知を送信してから14日が経過するまでに、その物品を売主に返還する。
- (c) 毀損又は滅失のために物品を返還することができない場合には、消費者は、もし消費者が返還するべきであった日まで契約不適合物品を毀損又は滅失することなく保管していたならば、その物品がその日に有していたであろう金銭的価値を売主に支払う。ただし、毀損又は滅失が、物品の契約適合性の欠如によって引き起こされたときは、この限りでない。
- (d) 消費者は、物品の減価に対して支払う。ただし、[これは、]物品の減価が、通常の使用による減価を超えた分に限られる。減価に対する支払は、物品に対して既に支払われた代金を超えないものとする。

#### 第14条 期間制限

消費者は、契約適合性の欠如が適合性を証明するための期間から2年以内に明らかになった場合に、物品の契約適合性の欠如に対する救済手段を行使する権利を有する。国内法の下で、第9条に定める権利が期間制限に服する場合には、その期間は、契約適合性を証明するための期間から起算して2年を下回ることができない。

#### 第15条 約定保証

- 1. 約定保証は、次に掲げるものが定める条件で保証義務者を拘束する。
  - (a) 売主が提供した契約締結前の情報提供（後に契約に組み込まれる契約締結前の言明を含む）
  - (b) 契約締結時又はその前に用いられる広告
  - (c) 保証表示

保証表示が、売主が提供した契約締結前の情報提供又は広告が定める条件よりも消費者にとって有利でない場合には、約定保証は、約定保証に関する契約締結前の情報提供又は広告が定める条件で〔保証義務者を〕拘束する。

2. 保証表示は、持続的記録媒体で利用できるようにし、かつ、平明で分かりやすい言葉で作成しなければならない。保証表示は、次に掲げる内容を含まなければならない。
  - (a) この指令が定める消費者の法律上の権利についての明確な言明及びその権利が約定保証によって影響を受けないことの明確な言明
  - (b) 消費者の法律上の権利を上回る約定保証条項、保証期間に関する情報、譲渡可能性、地理的適用範囲及び消費者が約定保証から利益を受ける際に負担する可能性のある費用の存在、保証義務者の名称及び宛先、並びに、保証義務者と異なる場合には、苦情申立て先及び苦情申立て手続
3. 2. の不遵守は、保証義務者に対する約定保証の拘束力に影響を及ぼさない。
4. 加盟国は、この条に定める保護を引き下げない限りにおいて、約定保証に関する付加的準則を定めることができる。

## 第16条 求償権

売主が、消費者に対して、取引連鎖の前段階にいる者による行為又は懈怠に起因する契約適合性の欠如のために責任を負う場合、売主は、取引連鎖上にいる1人又は複数の責任者に対して救済手段を追及できるものとする。売主が救済手段を追及できる相手方並びに該当する訴権及び行使条件は、各国法が定めるものとする。

## 第17条 実効性確保

1. 加盟国は、この指令の遵守を確保するために、相当かつ効果的な手段が存在することを確保するものとする。
2. 1. に定める手段は、この指令を国内法化する各国の規定が適用されることを確保するために、国内法が定める次に掲げる機関の1つ又は複数が、裁判所又は担当行政機関に各国法に基づいて提訴することを認める規定を含むものとする。
  - (a) 公的機関又はその代表者
  - (b) 消費者を保護することについて正当な利益を有する消費者団体
  - (c) 提訴することについて正当な利益を有する事業者団体

物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案

## 第18条 強 行 性

消費者が売主の注意を物品の契約適合性の欠如に向ける前に、消費者に不利になるように、この指令を国内法化する各国の諸措置の適用を排除し、これらを制限し、又はその効果を変更する契約条項は、消費者を拘束しない。ただし、契約当事者が、第4条3.に従って、第5条及び第6条の要求の効果を排除し、制限し、又は変更した場合は、この限りでない。

## 第19条 EC 指令 1999/44/EC, 規則 (EC)No 2006/2004, 指令 2009/22/EC の修正

1. 指令 1999/44/EC 第1条を、次の文言に修正する。

(a) 1. を次の文言に置き換える。「1. この指令の目的は、域内市場における統一された最小限の消費者保護水準を確保するために、通信売買契約を除く、消費者物品売買契約及び付随保証の一定の側面に関する加盟国の法律、命令、及び行政規則を接近させることにある。」

(b) 2. を、次の文言に修正する。

(i)(f)を、次の文言に置き換える。

「(f) 修補とは、適合性が欠如する場合に、消費者物品を売買契約に適合させることをいう。」

(ii) 次の項目を追加する。

「(g) 通信売買契約とは、組織された通信スキームの下で、契約締結時及びその時まで、売主と消費者が同時に物理的に対面することなく、専ら1つ又は複数の通信手段を用いて（インターネットを通じる場合を含む。）締結する売買契約をいう。」

2. 規則 (EC)No 2006/2004 の付表に、次の項目を追加する。

「22. 物品のオンラインその他通信売買契約の一定の側面に関する201X年XX月XX日の欧州議会及び理事会指令 (EU)N/XXX (OJ...)」

3. 指令 2009/22/EC の付表 I に、次の項目を追加する。

「16. 物品のオンラインその他通信売買契約の一定の側面に関する201X年XX月XX日の欧州議会及び理事会指令 (EU)N/XXX (OJ...)」

## 第20条 国内法化

1. 加盟国は、遅くとも [指令の施行日から2年後の日付] までに、この指令の遵守に

必要な法律、命令、及び行政規則を施行しなければならない。

2. 加盟国は、これらの規定を可決する際に、これらの規定がこの指令への参照を置くか、又は、官報掲載の際に指令への参照を付するものとする。いずれの方法によって参照するかは、加盟国が決定するものとする。
3. 加盟国は、この指令が適用される領域について可決した国内法の規定の法文を委員会に通知するものとする。

#### 第21条 発 効

この指令は、欧州連合官報に掲載した日から20日後に発効するものとする。

#### 第22条 名 宛 人

この指令は、加盟国を名宛人とする。

年 月 日にブリュッセルで作成した。

欧州議会議長

欧州理事会議長

[馬場圭太]

[付記] 本研究は、JSPS 科研費16H03571、15K03232の助成による研究成果の一部である。